

丸亀市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 111,196	千円 62,843,811	千円 676,626	千円 8,707,810	% 13.9	% 14.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

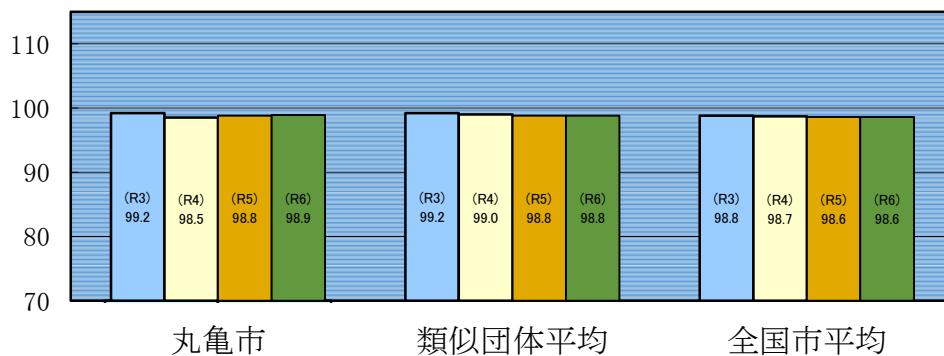
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	<参考> 類似団体 一人当たり 給与額
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 847	千円 3,136,045	千円 570,643	千円 1,233,817	千円 4,940,505	千円 5,833	千円 6,041

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前三任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前三任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

- ※ 令和 6 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、①3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、
②3 年連続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2% の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔 実施 未実施 〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）H28. 4. 1
（内容）国の見直し内容を踏まえ平均 2% 引下げ

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 6% に対し、丸亀市において 6% を支給。
（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。平成 28 年度は 6% を支給。

（参考）高松市に勤務する場合

	平成 27 年度の 支 給 割 合		平成 28 年度の 支給割合	平成 29 年度の 支給割合	平成 30 年度の 支給割合	令和元 年度の 支給割合	令和 2 年度の 支給割合	令和 3 年度の 支給割合	令和 4 年度の 支給割合	令和 5 年度の 支給割合	令和 6 年度の 支給割合
	4 月 1 日 時点	遡及 改定後									
国基準に よる支給 割合	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
丸亀市の 支給 割合	3%	—	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

単身赴任手当、災害派遣手当を追加（平成 27 年 4 月 1 日実施）
管理職員特別勤務手当を追加（令和 5 年 4 月 1 日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	43.2 歳	321,877 円	392,924 円	349,150 円
香川県	42.9 歳	325,406 円	412,347 円	357,780 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.7 歳	321,441 円	394,744 円	357,120 円

② 技能労務職

区 分	平 均 年 齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	48.8 歳	100 人	327,759 円	366,267 円	338,750 円
うち 清掃 職員	51.6 歳	44 人	331,760 円	395,139 円	345,439 円
うち 給食調理員	47.3 歳	13 人	311,400 円	335,177 円	320,277 円
うち 校務技師	53.3 歳	12 人	349,600 円	363,883 円	359,475 円
香川県	55.9 歳	9 人	299,869 円	320,872 円	314,739 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
類似団体	54.0 歳	36 人	310,884 円	347,001 円	325,463 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
丸亀市	—	—	—	—
うち 清掃 職員	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.25
うち 給食調理員	飲食物調理従事者	43.2 歳	250,200 円	1.34
うち 校務技師	他に分類されない運搬、清掃、包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.49

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	平均給与月額 C / D
丸亀市	—	—	—
うち 清掃 職員	6,252,868 円	4,376,300 円	1.43
うち 給食調理員	5,425,524 円	3,321,600 円	1.63
うち 校務技師	5,980,096 円	3,297,300 円	1.81

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3～令和5年の3ヵ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 平均給料月額は100円未満を端数処理(四捨五入)した値である。

③ 教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
丸亀市	41.0 歳	315,898 円	372,045 円
香川県	41.3 歳	351,154 円	395,885 円
類似団体	41.3 歳	316,680 円	359,782 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		丸亀市	香川県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	170,900 円	159,500 円	—
教 育 職	大 学 卒	202,400 円	226,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大 学 卒	274,900 円	307,500 円	368,400 円
	高 校 卒	242,000 円	266,300 円	—
技能労務職	高 校 卒	240,300 円	—	—

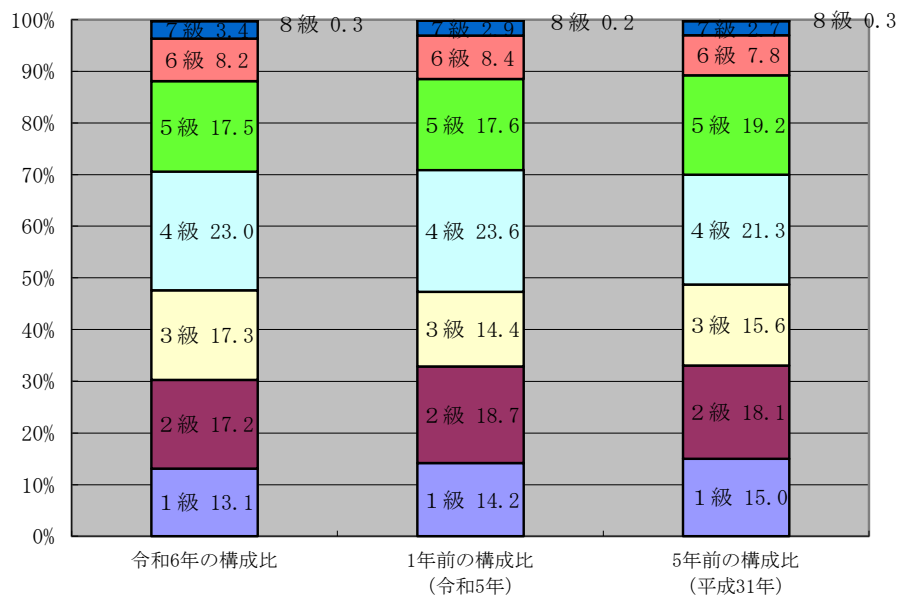
※100円未満を端数処理(四捨五入)した値である。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

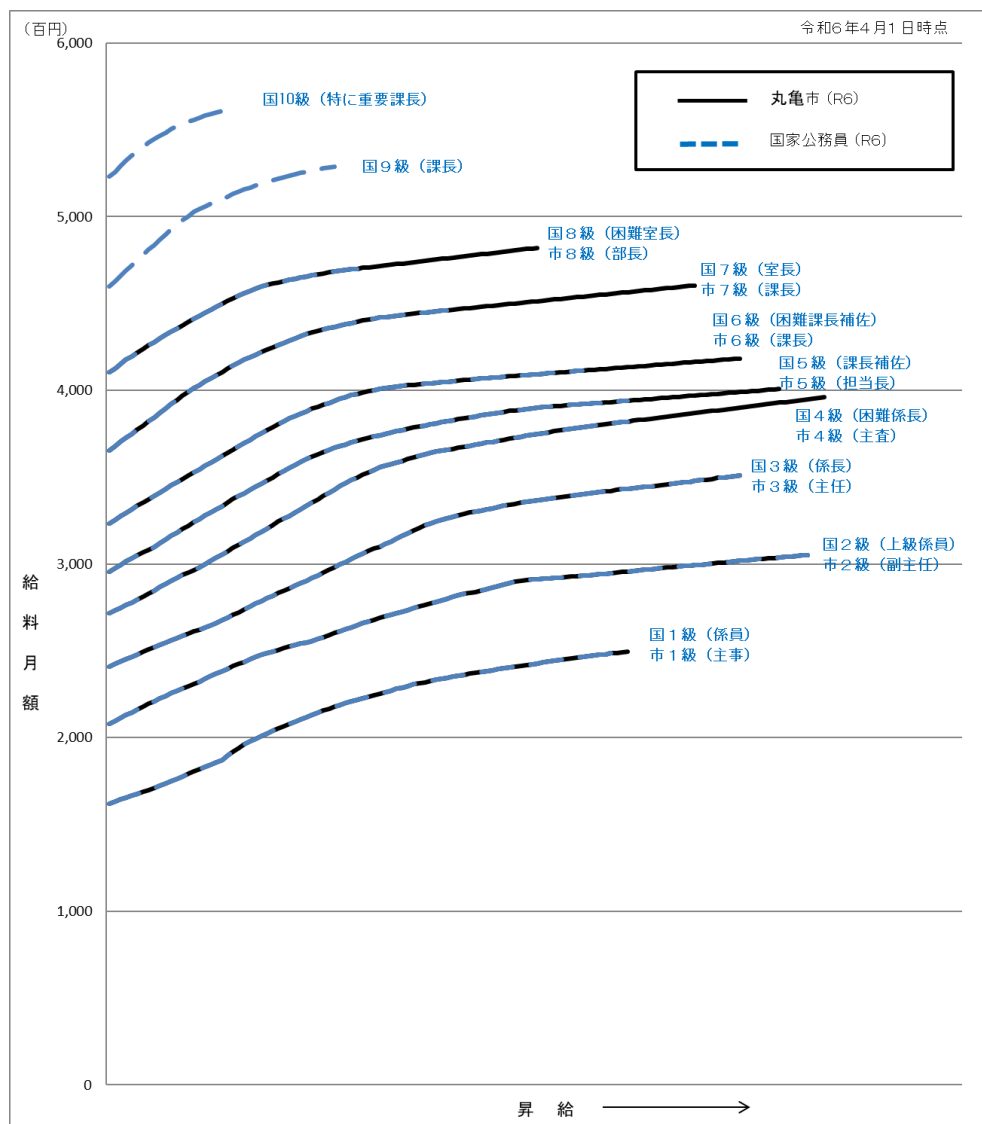
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	123人	13.1%	183,500円	258,100円
2級	副主任の職務又はこれに相当する職務	161人	17.2%	230,000円	308,500円
3級	主任の職務又はこれに相当する職務	162人	17.3%	261,300円	354,700円
4級	主査の職務又はこれに相当する職務	215人	23%	287,300円	400,200円
5級	1 副課長の職務又はこれに相当する職務 2 担当長の職務又はこれに相当する職務 3 副主幹の職務又はこれに相当する職務	164人	17.5%	309,800円	405,000円
6級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 副課長の職務又はこれに相当する職務	77人	8.2%	335,000円	422,700円
7級	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 課長の職務又はこれに相当する職務	32人	3.4%	373,400円	465,200円
8級	部長の職務又はこれに相当する職務	3人	0.3%	415,600円	487,000円

- (注) 1 丸亀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（丸亀市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丸 亀 市	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,465 千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,704 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（丸亀市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

丸 亀 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）
1人当たり平均支給額 7,838千円（令和5年度）	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			－
支給職員一人当たりの平均支給年額（令和5年度決算）			－
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
高松市	6%	2人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			98.8 (98.8)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／
（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(注) 支給対象職員が少数（2人）であるため、個人情報保護の観点から支給実績及び一人当たり平均支給額については公表しない。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			58,137千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			141千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			47.9%	
手当の種類（手当数）			12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和5年度決算	左記職員に対する支給単価
1 福祉業務手当	(1)生活保護業務の現業及び指導監査を行う職にある者 (2)保育所に勤務する保育士及びこども園に勤務する保育教諭	社会福祉業務等の現業に直接従事したとき	6,686千円	(1) 日額 400 円 半日 200 円 (2) 日額 200 円 半日 100 円
2 行旅病死等 処理手当	(1)行旅病人の処遇業務 (2)行旅病死等の処理業務	行旅病死人等の処理業務に従事したとき	0 円	(1) 1 件につき 2,000 円 (2) 1 件につき 10,000 円
3 保健業務手当	(1)保健師が訪問指導の業務に従事したとき (2)看護師が訪問診療の業務に従事したとき		4 千円	(1) 日額 200 円 (2) 半日 100 円

4 感染症防疫手当 ※(2)は令和5年 5月8日削除	(1) 感染症患者の収容又は消毒の業務に従事したとき (2) 新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき	23,604 千円	(1) 1 件につき 1,000 円 1 日につき 2,000 円 (2) 1 日につき 3,000 円 (感染者等の身体に接触して又これらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては 4,000 円)
5 葬祭業務手当	葬祭業務に直接従事したとき (1) 死体の外部からの引取り又は搬送の作業等に従事したとき (2) その他の葬祭業務に従事したとき	0 円	(1) 1 件につき 1,200 円 (2) 1 件につき 600 円
6 清掃作業手当	1 ごみ又はし尿の処理作業に直接従事したとき (1) 路上におけるごみの収集又はごみの処理の業務に従事したとき (2) くみ取り又は浄化槽の清掃の業務に従事したとき 2 前項に定める作業に従事した場合において、次に定める者には、前項の金額に替えて次の手当を支給する。 (1) 監督員 (2) 清掃指導員又は班長 (3) 副班長 (4) 浄化槽管理業務に従事する者のうち必要な資格を有する者 3 犬、猫等のへい死体処理作業に直接従事したとき	11,234 千円	1 (1) 日額 1,000 円 半日 500 円 (2) 日額 1,000 円 半日 500 円 2 (1) 日額 1,150 円 半日 580 円 (2) 日額 1,100 円 半日 550 円 (3) 日額 1,050 円 半日 530 円 (4) 日額 1,110 円 半日 560 円 3 1 件につき 500 円
7 汚物処理手当	1 汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したとき (1) 午前及び午後各 1 回以上従事したとき (2) 午前又は午後 1 回以上従事したとき	0 円	(1) 1 日につき 1,000 円 (2) 1 日につき 500 円
8 消防業務手当	1 水火災等の出動に従事したとき 2 救急出動の業務に従事したとき (1) 救急救命士 (2) 上記以外 3 非番の者が招集されたとき 4 夜間に特殊業務に従事したとき (1) 2 時間以上 (2) 2 時間未満	2,770 千円	1 1 回につき 100 円 2 (1) 1 回につき 130 円 (2) 1 回につき 100 円 3 1 回につき 200 円 4 (1) 1 回につき 150 円 (2) 1 回につき 100 円
9 現場作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	0 円	日額 300 円 半日 150 円
10 徴収業務手当	外勤し、かつ、税の賦課徴収業務又は下水道受益者負担金、市営住宅使用料等の徴収業務に従事したとき	65 千円	日額 400 円 半日 200 円
11 航路手当	航路を利用し通勤する者	918 千円	1 日につき 400 円
12 担当長手当	担当長の職にある者	12,860 千円	月額 10,000 円

(5) 時間外勤務手当等

支給実績（令和５年度決算）	263,771千円
職員1人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	325千円
支給実績（令和４年度決算）	276,221千円
職員1人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	353千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（注） 時間外・夜間・休日勤務手当を合計した金額である。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和５年度決算)	支給職員 １人当たり 平均支給年額 (令和５年度決算)
扶養手当	・配偶者 ７級以下6,500円 ８級3,500円 ・子 10,000円 ・配偶者と子以外の扶養親族 ７級以下6,500円 ８級3,500円 ・満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円加算	同	—	84,256千円	244千円
住居手当	・借家（月額12,000円を超える家賃を支払う職員） 家賃月額 23,000円以下⇒家賃月額－12,000円 家賃月額 23,000円超 ⇒（家賃月額－23,000円）×1/2＋11,000円 （最高限度額 27,000円）	異	支給要件 月額 △4,000円 支給上限 △1,000円	49,206千円	292千円
通勤手当	・交通機関利用 運賃相当額（最高限度額55,000円） ・自動車等を使用 片道 2～5km未満 2,700円 5～10km未満 5,500円 10～15 〃 8,300円 15～20 〃 11,100円 20～25 〃 13,900円 25～30 〃 16,700円 30～35 〃 19,500円 35～40 〃 22,300円 40～45 〃 25,100円 45～50 〃 27,900円 50km以上 30,700円	異	自動車 各距離に応じ △900円～ ＋2,700円	53,635千円	77千円
管理職手当	部長級 86,200円（８級）又は83,600円（７級） 課長級 68,500円（７級）又は64,000円（６級） 副課長級 47,300円（６級）又は44,400円（５級）（定額制）	異	支給金額	108,068千円	756千円
宿日直手当	勤務１回につき4,400円	同	—	22千円	—
管理職員特別勤務手当	週休日等に６時間以内勤務した時１回の勤務につき ８級 12,000円、７級 10,000円 ６級 8,000円、５級 6,000円 週休日等に６時間を超えて勤務した時１回の勤務につき ８級 18,000円、７級 15,000円 ６級 12,000円、５級 9,000円 週休日等以外の午前零時から午前５時に勤務した時１回の勤務につき ８級 6,000円、７級 5,000円 ６級 4,000円、５級 3,000円	異	支給金額	373千円	—

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等	
給 料	市 副 市長 市長	976,000円 770,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
			1,076,000円／884,000円 883,000円／708,000円	
報 酬	議 副 議長 議長 員	591,000円	630,000円／452,000円	
		517,000円	550,000円／390,000円	
		462,000円	520,000円／370,000円	
期 末 手 当	市 副 市長 市長	(5年度支給割合) 3.4 月分		
	議 副 議長 議長 員	(5年度支給割合) 3.4 月分		
退 職 手 当	市 副 市長 市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×5×在職年数	19,520,000円	退職した日から1月以内
		給料月額×4×在職年数	12,320,000円	退職した日から1月以内

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

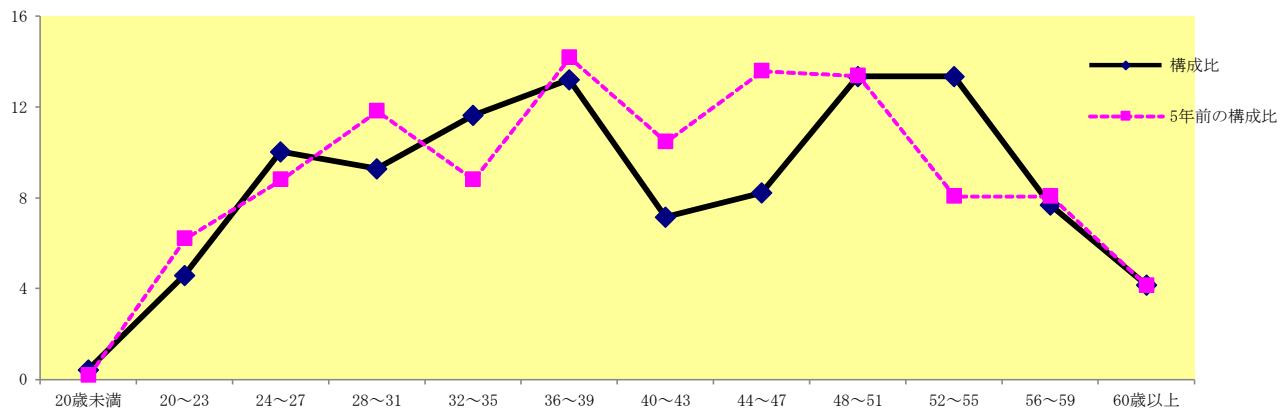
区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 総 税 民 衛 労 農 商 土	7 134 34 231 83 0 26 12 56	7 129 35 227 82 0 26 13 55	0 △5 1 △4 △1 0 0 1 △1	
		小 計	583	574	△9	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.62人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 52.22人)
		教育部門	144	143	△1	
		消防部門	120	120	0	
		小 計	847	837	△10	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.27人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 70.16人)
	公 営 企 業 等	水 下 道 水 道 他	31 13 68	19 12 69	△12 △1 1	
		小 計	112	100	△12	
	合 計		959 〔1200〕	937 〔1200〕	△22	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.27人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

単位（％）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	4人	43人	94人	87人	109人	95人	67人	77人	125人	125人	72人	39人	937人

（注） 職員数は一般職に属する職員数である。

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

	H31 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政	588	568	584	579	583	574	△14（△2.4％）
教育	139	148	145	144	144	143	4（2.9％）
消防	119	119	120	119	120	120	1（0.8％）
普通会計計	846	835	849	842	847	837	△9（△1.1％）
公営企業等会計計	117	116	116	113	112	100	△17（△14.5％）
総合計	963	951	965	955	959	937	△26（△2.7％）

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) ボートレース事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
令和 5年度	千円 124,111,034	千円 47,885,505	千円 207,971	% 0.17

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 5年度	人 26	千円 105,149	千円 23,813	千円 41,459	千円 170,421	千円 6,555

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
丸亀市	44.2歳	339,666円	545,707円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丸亀市（ボートレース事業）	丸亀市（一般行政職）
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,554千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,465千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

丸亀市（ボートレース事業）			丸亀市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695月分	24.586875月分	勤続 20 年	19.6695月分	24.586875月分
勤続 25 年	28.0395月分	33.27075月分	勤続 25 年	28.0395月分	33.27075月分
勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分	勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%）		
1人当たり平均支給額7,838千円（令和5年度）					

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職員（一般行政職を含む）に係る職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）			—
支給職員一人当たりの平均支給年額（令和 5 年度決算）			—
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都（特別区）	20%	1 人	20%

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和5年度決算）		8,262千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		294千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		100 %	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象	支給実績 5年度決算	左記職員に対する支給単価
1 モーターボート 競走事業開催手当	モーターボート競走が行われる日及び場間場外発売日に業務に従事したとき 1 1月4日から12月28日までの間において業務に従事したとき 2 12月29日から12月31日までの間において業務に従事したとき 3 1月1日から1月3日までの間において業務に従事したとき	7,842 千円	日額 1,500 円 半日 750 円 日額 4,000 円 半日 2,000 円 日額 6,000 円 半日 3,000 円
2 担当長手当	担当長の職にある者	420 千円	月額 10,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	3,889千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	338千円
支給実績（令和４年度決算）	5,189千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	429千円

（注） 時間外・夜間勤務手当を合計した金額である。

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和５年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (令和５年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	3,493千円	269千円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	2,490千円	311千円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,453千円	62千円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	4,226千円	704千円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0円	0円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0円	0円

(2) 下水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
令和 ５年度	千円 2,320,170	千円 144,443	千円 97,787	% 4.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	<参考> 類似団体一人 当たり給与額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 ５年度	人 13	千円 46,057	千円 14,142	千円 18,196	千円 78,395	千円 6,030	千円 6,023

（注） 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和６年３月３１日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

2) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丸亀市（下水道事業）	丸亀市（一般行政職）
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,400千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,465千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

丸亀市（下水道事業）	丸亀市（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%）
1人当たり平均支給額 7,838千円（令和5年度）	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職員（一般行政職を含む）に係る職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			—
支給職員一人当たりの平均支給年額（令和5年度決算）			—
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
高松市	6%	0人	6%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		249千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		85千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		46.2%	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象	支給実績 令和5年度決算	左記職員に対する支給単価
1 汚物処理手当	汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したとき (1) 午前及び午後各1回以上従事したとき。 (2) 午前または午後1回以上従事したとき。	9千円	(1) 1日につき1,000円 (2) 1日につき500円
2 担当長手当	担当長の職にある者	240千円	月額10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	10,111千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	994千円
支給実績（令和４年度決算）	6,470千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	754千円

（注） 時間外・夜間勤務手当を合計した金額である。

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和５年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (令和５年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	743千円	146千円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	917千円	290千円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	809千円	72千円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,301千円	650千円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0円	0円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	14千円	0円